

実務補習の充実策等(案)

公認会計士試験

※試験公告(前年6月)

短答式試験

- 年2回試験(12月と5月)
- 試験科目(4科目)
 - ①財務会計論 ②管理会計論
 - ③監査論 ④企業法
- ※短答式試験に合格した者は2年間短答式試験免除

合格

論文式試験

- 年1回試験(8月)
- 試験科目
 - 【必須】①会計学 ②監査論 ③企業法 ④租税法
 - 【選択】以下から1科目選択
 - ①経営学 ②経済学 ③民法 ④統計学
- ※相当と認める成績を得た科目は2年間論文式試験免除

合格

2年以上の経験
業務補助(監査業界での実務経験)
又は
実務補助(経済界等での実務経験)
※資格合格の前後は不問

及び

実務補習
(原則3年)

登録

公認会計士

実務補習

- 原則3年(業務補助等期間により軽減有)
- 一般財団法人会計教育研修機構が実施(日本公認会計士協会を中心に創設された財団)
- 実務補習規則(第2条)以下の事項について、①講義及び実地演習、②考査、③課題研究の方法により実施する。
 - ・会計に関する理論及び実務
 - ・監査に関する理論及び実務
 - ・経営に関する理論及び実務
 - ・**税に関する理論及び実務**
 - ・コンピューターに関する理論及び実務
 - ・公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理
- ※国際的な動向にも十分配慮して実施する。

①講義等

- 3年間を通じて360時間(単位)以上実施される講義等のうち、270時間(単位)以上取得する。36時間(単位)の必修科目がある。

+

②考査

- 10回以上(1回100点)行われる考査のうち、各回4割以上で、合計6割以上取得する。
- 各回につき1年に1回のみ追試の受験が可能。

+

③課題研究

- 6回以上(1回10単位)行われる課題研究のうち、各回4単位以上で、合計36単位以上取得する。

+

④修了考査

- 日本公認会計士協会が実施
- 年1回試験(12月)
- 修了考査実施細則(第10条)修了考査の科目は以下のとおり
 - ①会計に関する理論及び実務
 - ②監査に関する理論及び実務
 - ③経営に関する理論及び実務
 - ※コンピューターに関する理論含む
 - ④税に関する理論及び実務
 - ⑤公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理
- 合格基準は総得点の60%で、1科目40%以上。

税法に関する研修(実務補習の充実策等(案)(概要))

- 税法に関する研修は、実務補習のうち、税法科目について税理士試験合格者と同程度の学識を習得できるものとして国税審議会が指定する研修とする(法3③、規1の3①)(※)。
(注)国税審議会は、研修を指定したときは、その旨を官報をもって公告しなければならない。これを解除したときも同様とする(規1の3②)。
- 国税審議会は、実務補習の制度又は運営に関する重大な事情変更が発生した場合、実務補習により税理士試験合格者と同程度の学識が習得できるものであるかどうかについて改めて確認する。
- 上記の事情変更の有無を確認するため、国税審議会は毎年、実務補習の状況について日本公認会計士協会から報告を受ける。

- 考査の合格基準に(現行基準に加えて)「重要な科目については6割以上」との基準を追加した上で、税法関係の科目(2回分/全10回)を「重要な科目」の一つに位置づける。
(注)追加基準は税法関係の考査全体の得点に適用。(⇒税法科目は、各回4割以上で2回合計6割以上)
- 税法関係の考査について、試験日及び試験問題を全ての補習所で統一した上で試験問題(過去5年分)を日本公認会計士協会又は会計教育研修機構のHPに公開する。

- 修了考査の試験問題(過去5年分)を日本公認会計士協会のHPに公開する。